

春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

目次

- 第1章 総務（第1条）
- 第2章 建設（第2条）
- 第3章 教育環境（第3条）
- 附則

第1章 総務

第1条 春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
開発事業審査会委員		日額	5,200	開発事業審査会委員		日額	5,200
			円				円
		日額	5,200	本庁舎整備審議会委員		日額	5,200
			円				円
		日額	5,200	公共施設マネジメント基本計画策定審議会委員		日額	5,200
			円				円
別表第2（第1条関係）				別表第2（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
消費生活相談員		日額	12,000	消費生活相談員		日額	9,000
			円				円
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
交通指導員		1回	2,000	交通指導員		1回	2,000
			円				円
公共施設マネジメントアドバイザー		日額	25,000				
			円				

第2章 建設

第2条 春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
健康づくり推進審議会委員		日額	5,200円	健康づくり推進審議会委員		日額	5,200円
空家等対策協議会委員		日額	5,200円	空家等対策協議会委員		日額	5,200円

第3章 教育環境

第3条 春日部市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
農業委員会委員		会長	月額 50,000円	農業委員会委員		会長	月額 50,000円
		会長代理	月額 47,000円			会長代理	月額 47,000円
		委員	月額 45,000円			委員	月額 45,000円
農地利用最適化推進委員		月額	45,000円	議会推薦委員		月額	15,000円

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定中別表第1の改正規定 公布の日
- (2) 第1条の規定中別表第2の改正規定及び第2条の規定 平成29年4月1日
- (3) 第3条の規定 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項前段の規定によりなお従前の例により在任するものとされる春日部市農業委員会の委員の任期満了の日の翌日